

# 直省教學の制を通じて觀たる雍正治下の文教政策

— 清初の學官教職の一考察 —

荒 木 敏 一

## 一 序

- 二 直省教職の任用資格改正—會試下第舉人の任用
- 三 直省書院の國家的設營—全國書院の官立化
- 四 直省教職の豫備驗看實施—田文鏡の提案
- 五 改教と教職養廉銀に對する態度—田文鏡の意見
- 六 結 語

## 一 序

「汝等科甲出身、便ち私事の論を作す。亦た宜しく彈心籌畫して、以て報本の誠を盡すべし。方めて儒教に愧じること有らざらん<sup>(1)</sup>」と言ふ、「但だ科甲の二字を將つて之を度外に置かば諸凡是なり<sup>(2)</sup>」とも戒め、「伊等、科甲袒護沽譽の風は實に吏治の大害と爲す<sup>(3)</sup>」とも言つて、科甲の人にきび

しい非難の言葉を屢々浴びせた雍正帝は、同時にまた

朕は私恩を市り、虛名に務むるの主には非ず。<sup>(4)</sup>

とも言つて、科甲の陋習打破に、地方財政吏治の刷新に、斷々乎として大鉞を振つた。虧空の清查や陋規の嚴禁はその一つの現れであるが、<sup>(5)</sup> 虧空の清查や陋規の嚴禁はする學校科擧の制に對しては雍正帝は果してどのような態度方針をもつて臨んだのであろうか、ということが少なからざる興味を喚起するのである。蓋し生員を中心として全國の讀書人をその傘下に擁した直省郷黨の學たる府州縣學<sup>儒學、郷學</sup>ともてう。さてはこれが訓飭の責ある學官教職、或は趙宋以來の傳統的な書院などは科甲の大勢動向を決する主要な要素であつたことは言う迄もない。

されば茲にさゝやかな小論を草して、地方教學の制を通じて雍正治下の文教政策を觀んとするものであるが、中でも教職の在り方を中心問題として採上げたのはさきに拙稿「宋代に於ける教官試法の成立とその意義」<sup>(6)</sup>に於て、宋代の學官任用法その他若干の問題につき卑見を述べ、併せて元明二代の該問題に簡單な瞥見を與えた關係上、引續き清代の制にも及びたいとの意圖に外ならぬ。

## 二 直省教職の任用資格改正

——會試下第舉人の任用——

先ず地方教學上にとられた雍正帝の施策の第一は、直省府州縣學の學官教職の任用資格改正、即ち會試下第の舉人に對して教職の缺(地位)を全面的に解放したことである。全面的とは次に述べる如く、康熙帝時代にある特定の數省に於て解放されたことがあり、雍正帝はかゝる制限を何等設けなかつた謂である。

さて凡そ清代に於ける直省の府州縣學は明代に於て頗る具備されたと稱せらるるその制度を受け繼ぎ、大體、府學には教授、州學には學正、縣學には教諭を夫々一員置き、

之を輔くるに訓導一員を以てした。勿論、この教官員數は時によりまた場所により、増減裁併があつた。<sup>(7)</sup>また教諭と訓導には經制(正)と復設(副)の區別があつた。<sup>(8)</sup>

さて、右の教授以下の教職に就くためには、順治以來、科舉出身又は貢生出身たるを要する原則があつた。この兩出身を併せて科貢出身と呼ぶことがあり、科貢出身を以て正途出身の教官とし、雜流の教官と區別している。而して以下に述べる如く雜流の人には地方教職に就かしむることを許さなかつたのである。いま、これ等の事情について、國初順治時代より、康熙、雍正へと順次觀て行くことにする。皇朝通考卷六五學校考三太學に

順治元年、貢生を廷試し閱卷分等するの例を定む。上卷は知州を以て用い、上次卷は推官、知縣を以て用い、中卷は通判を以て用い、中次卷は州判縣丞教職を以て用う。とあり、又同書卷六九學校考七<sup>直省鄉黨</sup>に見ゆるところの順治八年都察院の條議の中に

學官は宜しく懸缺して職業を曠しくする可らず、撫臣努めて缺を按じて題請し、吏部に下して銓補せん。其の科貢出身に由らず、教職を濫冒する者は一併に題明して部

に送りて別用し、事を署するの教官の若きは、止だ本學及び別學を用い、濫りに雜流に委することを得ざらしめんと。之に従う。

とある。次に康熙時代に入ると、同書同卷に

康熙十八年、教職は科貢出身の人員を用うべきを定む。

科貢出身に由らざるもの有らば、題明して部に送りしめ、別用せん。若し部選の教職未だ到らざれば、止だ本學及び別學の官もて事を署せしめ、濫りに雜流に委することを得ず。

とある。以上何れも科貢出身を以て資格したことを示している。皇朝通考卷六一、選舉一五考課七乾隆十八年の條に見ゆる上諭に「前きに選拔貢生を以て教職の階と爲す」とあり。

ところが康熙三十七年に及んで、ある特定の數省に於て會試に三科（三回）中らざる者を知縣に、一科（一回）中らざる者を教職に任ずることになつた。皇朝通考卷四八選舉考二舉士、康熙三十七年吏部の擬覆に

湖廣道御史李登瀛疏言すらく、直隸、山東、河南、江南、浙江、江西、陝西、湖北等の處、舉人會試に五科中らざれば、方めて揀選を許す。また需次すること數年にして始めて補用ざるを得。請うらくは、科分を酌減して揀

選し、時に及びて効力するを得しめんと。應に請う所の如く、直隸等の九（八？）省、舉人會試に三科中らざれば、其の知縣に揀選するを准し、一科中らずして知縣に改就する者は、州の學正、縣の教諭を以て補用せん、と。之に従う。

右によれば康熙三十七年を溯るある時期に、すでに會試下第者を以て教官に任ずることが行われていたが、三十七年にそれを更に寛にする様に改正され、特別な地域に限つて即ち直隸以下の數省に於てのみ施行されることになつたことを知る。

次の雍正帝は即位すると、左の如く一旦國初の原則に立ち歸る。即ち皇朝通考卷七〇學校考八直省鄉黨之學二に

雍正元年吏部に諭すらく、各省の教官は専ら士子を訓迪するを司る。（中略）尋いで議すらく、各省の教職は俱に舉人、恩（貢生）、拔（貢生）、〔鄉試〕副榜、廩（膳）生の揀貢を以て補用せんと。（中略）之に従う。

とある。（副榜は會試と鄉試にあつたが、この場合は鄉試の副榜らしい。と言うのは皇朝通考卷六五學校考三太學康熙十年に「直省の鄉試副榜もて作貢送監するの例を復す」と

ある。また副榜とは言う迄もなく合格次點者の意。また挨貢とは挨出歲貢又は挨次出貢の略である。

また硃批諭旨河南巡撫田文鏡雍正三年七月二十八日の奏摺によれば

また査するに、定例として進士を以て府衛の教授を選び、舉人もて州の學正・縣の教諭を選び、恩貢、拔貢、〔郷試〕副榜もて復設の教諭を選び、廩生より挨出歲貢して訓導を選ぶ。則ち是れ訓導の一缺は挨貢の選ぶ可き有るのみ。

と見えており、また同書湖南布政使朱綱雍正四年十一月十七日の奏摺には

思うに近日の教官は皆な進士舉人出身の員に係る。

とある。以上の三文の示すが如く、雍正帝は雍正元年に、順治及び康熙初期の原則即ち科貢出身をもつて教職に任ずる制に復歸する。しかし、それは僅か四年の間の實施に止つた。即ち同五年に至つて次の如く會試失敗者を以て教官に銓選することになる。しかも康熙帝の如く施行區域を數省に限らず、全國的に實施する。即ち皇朝通考卷七〇學校

考八直省鄉黨及び十朝聖訓世宗卷一〇に

雍正五年〔己丑〕〔四月〕敕すらく、下第の舉人もて教官に挑選して勉力供職せしめんと。吏部旨に遵いて、會試下第の舉人を將つて、教職に挑選し引見せしむ。上諭を奉じたるに、教官は士子を董率するの責有り。能く實心訓導して、諸生をして讀書循理せしめ、佻達驕凌の習無からしむれば、則ち平民法を觀る所有り、風俗淳厚なるを望む可く、關する所、淺鮮なるに匪らず、乃るに向來、教職因循偷惰にして全く教訓を以て事と爲さず。朕屢々諭旨を頒すれども、積習故との如し。因つて爾等下第の舉人中に於て文理明通の者を選び、引見して命じ往かしめん。爾等の科分名次を論じ、なお選ぶべきの人に非らざれば、朕恩を加え特用して務めて須らく勉力供職せしめ、加意訓誨すべし。六年の内、如し果して成效を著有せば、督撫をして題薦せしめ朕格外に加恩せん。如し職守に負く有らば、督撫を経て題參せしめ、朕姑容せざらん。

と見える。このように雍正五年以後、會試下第の舉人もつて、教官資格とする制を創めた雍正帝は、如何なる動機原因によつて之を斷行したのであろうか。また雍正元年一旦國初の原則に立ち歸り、五年に至つて、また之を改めて

會試下第者を以てするに至つたのは何故であつたらうか。ともに解明を要する問題である。

先ず、雍正五年の上諭を検討しなければならぬ。そしてその中で動機と目せらるゝものを拾い上げると、「向來、教職」即ち科貢出身の教官は「因循偷惰」であり、大切な士子訓飭の職責を全然果さない。自分はこれ迄度々上諭を下して戒飭につとめて來たが、その積習は一向に改まらぬ。そこで思いきつて、下第の舉人の中、優秀な者をもつて之に代えようと欲するのだと言う。この言葉は雍正帝がまさしく科甲出身教官に見切りをつけたことを思わしめるのである。というのは、かかる際、科擧全盛時代の清朝としては普通ならば、より教官を嚴選するために教官志望者の任用資格を高めるとか、任用法を嚴重にするとか云うことが考えられる。

たとえば宋代では教官試法の制を設け、教官たらんとする者は進士舉人といえども試験を課して（しかもそれは洵に嚴しい銓衡試験であつた）一流の人物を教官に得るよう<sup>9)</sup>に努めた。しかし雍正帝は一切そのような方法を取らなかつた。逆に會試下第者に迄、任用資格を下げて了つたとい

う所に、科甲出身者への見切りに因る雍正帝独自の科甲排撃の立場が大きくクローズアップされているのを見るのである。彼が科甲の輩に浴びせた非難攻撃の言葉は殊批諷旨に枚擧に違なく、且つまことに烈々たるものがあつた。例えば蘇州巡撫陳時夏に對して

汝等の類き科甲出身の大員、勝げて數う可からず。楊名時、李紱、魏廷珍、鄭任鑰、汪彜、陳世倌、并びに旗下の舉人張楷の如き庸流、皆な同年故舊、老師門生の牽扯を爲し争つて相もに偏袒姑容し、以て名を沽り譽を釣り、遂に欺隱朦蔽して國計民生を貽悞するを至す。種種悉皆敗露すること此のごとし。奈何せん。此の風息まず、將來斯文地を掃わんとするを<sup>10)</sup>。

と言ひ、或は、また彼に戒めるに、非科擧出身で偉大なる地方官であり、帝の信望頗る厚かりし李衛を引き合ひに出して

李衛は爾等科甲の大儒の前を瞻、後を顧み、古を引きて今を準さんとする者の比には非らず<sup>11)</sup>。

と言ひきかせている。

雍正帝が常に科甲の官僚に戒めた言葉は、「偏袒姑容」、

「沽名釣譽」の類であつて、以下述べる所によつて分明する如く、若しかゝる不純な動機に基いて地方大吏が教學の上で事を爲さんとすれば、慧眼よくこれを見抜いて斷乎として、之を粉碎する態度に出ている。

科擧失敗者を以て學官教職に補用する——このことは科甲嫌いの雍正帝らしき一つの英斷であり、また、科甲排撃のための確實な有效彈でもあつたと見える。しかし、更に考察を進めると、彼は單に科甲排撃を窮極の目的とし、排撃のための排撃策を弄したのでは決してないことに氣が付く。すなわち、より深い根本的な問題、人材登用の道のあるべき姿を考えていたらしい。と言うわけは、彼が嘗つて放つた次の言葉をよく噛みしめて見たい。

(關茸たる劣員)科甲出身に係る者、或は改教を題請すれども、國家は頗る才に乏しからず。徒だ此の輩をして仕途を壅塞せしむるは、反つて眞才の獲て用いられざるを致す。時に於て殊に魚目混珠の諍を免れ難し。<sup>(12)</sup>

こゝに「改教」とは改補教職又は改授教職、改の略で、清代吏治の才なき無能の知縣を格下げして教職に就かしむることである第五節に詳説が、右の帝の言葉の意味するところは深く

人材登用の大切な根本問題に觸れている。換言すれば、人材登用の道の何たるかを辨えておればこそ、はじめて吐き得る言葉であると思う。

さて下第の擧人もて教官たらしめるは宋代には見られず、元明二代、それも大體夫々の中葉頃か、それ以降のいわば王朝の全盛期を過ぎた時期に本來教官の地位低く待遇悪しが故に、それを嫌つて科甲出身の教職志望者が少くなつてはじめて實施されている。<sup>(13)</sup>

清代でも教職は宋元明の三朝同様恵まれた社會的地位、經濟的待遇をもつて遇せられたとは言えない。ことに清代、地方の學官教職は全く地方の佐貳雜職と同等に考えられた。表向きは「多士の儀型」<sup>(14)</sup>だの「多士の模楷」<sup>(15)</sup>だの「士師の長」<sup>(16)</sup>だの「教職の責甚だ鉅なりと爲し、その任甚だ重しと爲す」<sup>(17)</sup>だのと一廉の美辭麗句で祭り上げられて居るが、實質的に全く府州縣の佐雜並みにしか取扱われていない。清代の文献中に「州縣の佐貳、雜職、教官」<sup>(18)</sup>とか「教職佐雜及び千總等の員」<sup>(19)</sup>だとか「教職及び佐雜の微員」<sup>(20)</sup>だのと肩を並べて微員扱いにされ、時には簡略に「教雜」<sup>(21)</sup>と呼ぶこともある。

佐雜と肩を並べて記されるだけでない。清初、教職は未入流官であつた。乾隆帝の時、ようやく教授は正七品に、學正教諭は正八品に、訓導は從八品に加級されたが、それでもなお俸給は低薄であつたようで、皇朝通考卷六一選舉一五考課、乾隆二十九年の上諭に

因つて思うに伊等〔教職〕の官は卑しく祿は薄し云々

とある。また當時教官は二人で一人前位の俸給しか貰えなかつた事實がある。硃批諭旨福建巡撫劉世明雍正八年二月十六日の奏摺に

蓋し教職は俱に本省の人員に屬す。家を去ること遠からず。(中略)所以に經費の額編、兩官合して一俸を食す。

と見え、學政全書卷三〇考覈教官、乾隆元年の條に

査するに、舊例、教職は兩官にて一俸を同に食す。未だ養廉に敷らざるを免れず。大清會典事例卷三六九、禮部學校教職考覈も同じ

とあるのが即ちそれである。「兩官」とは經制と復設の二教官を指し、その二人で凡そ一人前の俸給を與えられていたらしい。以て如何に彼等が蒞給なりしかを察することが出来る。尤も清代に於て教職につく者は、實際あまり優秀な人物はなかつた様で、當時「教官多く中材に屬す」と言われ、

また全くの閑職と目せられたことは「教官は閒員に屬す」と稱せられたことで判るのである。

また硃批諭旨河南總督田文鏡雍正六年二月三日の奏摺に  
司府の首領、各學の教職並びに巡檢、驛丞、稅大使、司獄等の雜職は並びに親民の官に非ず。

とある如く教職は親民の官でない、と言ふことはいわゆる「刑名錢穀の責がない」皇朝通考卷五九選舉考一三考課康熙二十八年吏部議覆

また「教職は課士に止る。州縣守土の官の如きに非ず」硃批諭旨直隸總督李紱、雍正四年十一月二十一日奏摺とされた。そこで教職の缺は勢い

軽く取扱われて「草草に填註し以て其の數を充す」四ことになる。

以上の如く、教職はその待遇は全く卑薄であり、表向きは兎も角、實質上、官員として重視もされず、またその缺は尊重もされず、要するに社會的には、實につまらぬ地位であり、職業であつた。従つて清代でも元明同様、舉人進士の錚々たる肩書きある讀書人が教職を志望しなかつたのではないか、と言ふ疑が生じる。しかし雍正時代では、そのような事情は顯著でなかつたようである。と言ふのは先きにも掲げた硃批諭旨の湖南布政使朱綱が雍正四年十一月

十七日に奉つた奏摺中に

又た思うに近日の教官は皆な進士舉人出身の員に係る。

豈に人才無からんや云々

と云う文句が見えてゐる。雍正四年といへば、下第の舉人を以て教官の任用資格とした年の前年である。従つて進士舉人出身者で教職志望の者が少なかつたとはどうしても考えられないのである。

次には雍正時代に於て、一般に教官の缺が非常に空席になつていて、訓育に支障を來たし、そのために會試失敗者でもよい、之を急據狩り集めて教官に就かせようとしたのではないかと云う疑念が湧いて來る。ところが、そう言う事情でもなかつた様である。というのは硃批諭旨河南巡撫田文鏡、雍正三年七月二十八日の奏摺中に

再た査するに、雍正元年四月初三日吏部の咨を准到したるに、候選訓導たるの貢生は、現に康熙三十三、四年に廩生より揀出せる歳貢より選ぶ。其餘は三十五年より起り、年を按じて陸續として冊を造りて部に送る。則ち是れ目下選ぶ所の訓導は、尙お康熙三十四、五年の揀(出歳)貢なり。其の人即ち二十歳にして廩廩膳生に補せられ

し自り、約三十年を越えて出貢し、再た二十餘年を越えて銓選さる。已に經に七八十歳なり。

とある。即ち河南省にて廩膳生から訓導の缺に就くまで、實に五十餘年という驚くべき歳月を待たなければならなかつたことを知る。だとすれば、補助的教官とも言うべき訓導の缺でさえ容易に就くことが出来なかつた。言い換えれば訓導が過剩であつたと言うことが之によつて推測されるのである。

何故このような過剩現象を生じたかと言へば、一旦教職につけば減多に引退を迫まられることがなかつたからである。皇朝文獻通考卷六一選舉考一五考課によれば、

乾隆十八年諭旨を奉じたるに、向例、各省の教職六年俸満すれば、該督撫學政、公同甄別し、薦擧を膺うるに堪うる者は保題し、部に送りて引見せしむ。其の年力衰邁の者は部に咨して休致せしむ。但だ督撫の陋習として、既に肯えて輕擧せず、又た多く革むることを肯んぜず。是を以て保題する者、固より寥寥たるに屬し、休致さるる者も亦た多くは見ず。

とある。雍正乾隆の頃、教官は六年俸満即ち任期満了とす



るの例あり。六年目に督撫と學政とが公同して教官の甄別即ち一種の検査を行い、優劣を定めてその昇黜去留を決定することになつてゐる。ところが甄別すべき督撫が「陋習として」その仕事を速かに運ばず、また同時に教官の移動を好まぬ風があつた。その結果、現任教官の休致される者が少なかつたと言うのである。また學政は一省の教學を監督指導する責務のある重要な三年を任期とする差官であつたが、この學政が官場の常として、或は陋規を沿襲し或は營私作弊するなど、甚だ墮落を極めていたことは顯著な事實であつた。たとえば雍正十二年兪鴻圖なる者受贓累萬と言われた如きである。このような墮落した學臣が督撫と公同して甄別すると言つても、嚴正適當に行われることは期しがたい。結局、多くの教職は何年でもずる／＼と居坐つてゐることが出来たと云うのが實情らしいのである。

また、かつて乾隆年間、現任教官中、七十歳以上の者は引退させたらどうかと言ふ議がもち上つた時、乾隆帝は次のように言つてこれを却けた。

古來申公伏生老にして經を傳う。人の用う可きと否とは未だ年齒を以て論ず可らず。譬え如し年七旬を逾ゆると

も強健の者は亦た銓選す可らざらんや。未だ七十に至らずとも病體籠鐘の者は亦た姑容す可きや。惟だ、當に其の人の用う可きと否とを視て、以て去取を爲す可く、七十を以て限と爲すべからず。皇朝通考卷七一學校考九直省鄉黨之學三

右のような對教職觀は乾隆帝だけではなくて、恐らく清代を通じて支配的な一つの思潮であつたと思う。清代では一般に學官教職に就くといへば政治家として見込なき老生が多かつた。<sup>28</sup>尤も捐納によつて教官となつた者には年少の人もあつたらしく、前掲硃批諭旨田文鏡の奏摺雍正三年七月二十八日に雍正元年二月初八日、諭旨を欽奉したるに、教職等の官は士子を專教するの者に係る。いま捐納を准し以て文理通ぜざるの少年、反つて學問優長、年老の者の師と爲るを致す、可ならんや。<sup>29</sup>

と見えてゐる。

されば捐納教官は別として、老生の頗る多かつた清代の教官は、しかも大抵自分の出身地に於て生員の訓育に従事したもので、

教職は俱に本省の人員に屬し、家を離るゝこと遠からず30とか、或は

教職は本と郷邦に近し<sup>82</sup>

とか文獻に見える如くであつた。さすれば老境に達し乍ら、しかも休致されることが殆ど無かつたとすれば、死ぬ迄故郷にあつてその職に勤めることも出来たわけで、從つ中には「位を貪り、祿を竊む」<sup>83</sup>不埒な老學官も多かつたようであるが、それと言うのも所詮、教職と言うものは氣樂な老後の仕事で、政治家として最早や希望も見込もない老讀書人や老官僚の餘生を送る絶好の場所であつたからである。

以上の如く考察すれば教官は當時あらゆる觀點から言つて不足状態であつたとは考えられないのである。従つて、會試下第者までも、かり出して教職につかせる必要は毫も認めることは出来ない。

以上の次第なれば雍正五年、帝が會試失敗者を以て教官たらしめんとする新政策採用の動機としては、結局、雍正帝の雍正五年の勅の文句以外に考えられぬ。即ち従來の科貢出身の教官の因循偷惰の風に愛想をつかし、科甲の輩に見切りをつけたにあると結論して間違あるまい。

さて、しからば次に即位の年に一旦祖宗の法、即ち科貢出身者をもつて教官資格とする原則を取り、四年後に何故

これを放棄したかと言う問題が残る。それには雍正帝の次の如き上諭を見れば、納得出来るのではあるまいか。即ち東華錄<sup>雍正</sup>卷九 四年秋七月甲戌の條に見ゆる上諭の中に、

朕藩邸に在る時、従つて未だ外廷の諸臣と往還せず。即ち認識する者、甚だ少し。即位の後に及びて内外の員缺、寧ぞ能く用いざらんや。而かも素と認識するの人無ければ、博採旁求して以て之を用いざるを得ず。之を用いるに及んで、徐ろに其の人を觀て、實に用う可らずんば、則ち之を更易せざるを得ず。

とある。されば、恐らく雍正帝としては即位匆々には一應國初の原則を準用し、四年間徐ろに、「其の人を觀る」の態度をとり、而して其の後、「用う可らずんば則ち之を更易する」即ちこの場合、會試下第の舉人に切換えることにしたのであらうと思ふのである。

本節の最後として、附言しておきたいことは同じく會試失敗者に教職の地位を解放した康熙帝の場合と、雍正帝の場合とでは、その意圖の間には大きな徑庭のあることである。康熙帝の先掲の三十七年の擬覆をこゝに再び検討すると、少くともそこに現われた限りに於て言ひ得ることは、

この時の康熙帝の意圖には科甲の輩に對する同情の念が根底に流れているのが看取される。五科以上會試に失敗して始めて知縣教職に揀選された從來の法を改めて三回落落第者は知縣に、一回落落第者には學正教諭に任じようと言うのであるから、まさに特別の恩情をかけて、恐らく最早や老境に達したであろうところの讀書人を救済せんとする意圖であることは疑うことは出来ない。これに對して雍正帝は、全然そのような氣持はない。つまり、康熙帝の場合は科甲の人に對する愛着恩情が強く作用していると見るべきに對して、雍正帝の場合は科甲の人に對する失望斷念の心理が作用しているのである。

### 三 直省書院の國家的設營

——全國書院の官立化——

第二の雍正治下の新教學政策は、書院を帝命により、帑金を下賜し國家の經費によつて全國的に設立經營せしめる即ち官立化への方針である。先ず、皇朝文獻通考卷七〇學校考八直省鄉黨之學二に曰く

〔雍正〕十一年直省々城に命じて書院を設立せしめ各々帑

金千兩を賜うて營建の費と爲さしむ。

と。また大清會典事例卷三九五禮部學校、各省書院に見え乾隆帝の乾隆元年の上諭に曰く

書院の制は人材を導進し、學校の及ばざる所を廣くする所以なり。我が世宗憲皇帝（雍正帝）命じて之を省會に設け、帑金を發して以て膏火に資せしむ。恩威至渥なりとあり、また同書同卷雍正十一年の書院設立の上諭に曰く

（前略）督撫駐紮の所は省會の地たり。該督撫に著して商酌舉行せしめ、各々帑金一千兩を賜うて將に士子を來らしめ群聚讀書せしめ、豫め籌畫を爲して膏火を資け以て永遠に垂れん。其の足らざる者は存公銀内に於て支用せ

よ云々

と。また大清會典事例卷三九五禮部學校各省書院に見ゆる十一年設立の上諭に全十七省書院の名を列擧した後

其餘の各省府州縣の書院は、或は紳士、出資創立し、或は地方官、撥公經理し、俱に該管官に申報、查覈せしめん。

と言つてゐるし、また硃批諭旨安徽巡撫徐本の奏摺日付無し版第十

二函徐本に  
三〇枚表に

臣、部咨に接准したるに、各省の書院、聖恩もて帑金一千兩を賜るを仰蒙し、督撫をして商酌舉行せしめらる。并せて士子をして群聚讀書せしめ、膏火繼がざるを念ひ、救して豫め籌畫を爲さしめ、其の足らざる者は存公銀内に於て支用せしめらる等の因あり。

とも見えている。また盛朗西氏の「中國書院制度」第五章「清之書院」一五〇—一五五頁に曰く、

明以前の書院は私立を以て原則と爲し、清に至りて官立なり。然れども亦た間々私人の創立し、或は贊助する者有り。(中略)雍正中、直省皆な書院を建て以て浮囂を屏去し、流弊を杜絶するを以て宗旨と爲す。

と。以上の諸文を綜合すると、雍正十一年帑金一千兩支出下における各省書院設立のことは、それが全省に亘り劃一的に一齊に帝命により實施されたこと、不足の經費は存公銀より支出せしめた等の事實に照らして、まさに官立化したものといつてよい。恐らく從來からある書院または書院址を土臺に設營したものであろうが、かくの如き全省に亘つて一齊に建てられたことは勿論國初以來はじめてのことである。尤も、一、二修復などは行われた先例はあるが、

それは朝廷の自發的行爲ではない。また順治八年には新たに書院を創立することを許さずと言う方針さえとられたことがある。大清會典事例卷三八三 禮部學校、勸懲優劣 尤もこれは入關後間もない時であつたから、かゝる措置も亦た已むを得ないが、次の

康熙時代も書院については特筆すべきものがない。雍正帝に至つて俄かに飛躍的な發展を見るので、乾隆帝も雍正帝の遺志を繼いで、積極的に書院經營に熱意を示し、或は白鹿洞書院の條規を手本にし、或は學政の監督下におくなどの獎勵策を講じている。同

尤も十一年以後、私立書院が全然無くなつたのでは勿論ない。その年の上諭に「其餘十七省官立書院以外の各省の府州縣の書院は或は紳士創立し云々とある如くであるが、全體としては、清代雍正時代に至つて書院は官立が大宗となつたことは明白な事實として認めなければならぬ。

さて次には官立書院の全國一齊的建立を斷行した雍正帝の眞意——即ち如何なる動機により、如何なる目的のために——が解明されなければならぬ。先ず書院設立の上諭の文句に耳を藉そう。大清會典事例卷三九五禮部學校、各省書院雍正十一年の上諭に

各省學校の外、地方大吏毎に書院を設立して生徒を聚集し講誦肄業せしむる者有り。朕、臨御以來、時々として人材を教育することを以て念となせり。

但だ稔聞するに、書院の設、實に裨益有る者少く、虚名を浮慕する者多し。是を以て未だ曾つて敕して各省をして通行せしめず。蓋し徐徐に待つ有りて而して後、諭旨を頒布せんと欲すればなり。近ごろ見るに各省の大吏、漸く實政を崇尚するを知り、沽名邀譽の爲を事とせず、而して讀書應擧の人も亦た頗る能く浮囂奔競の習を屏去す。則ち書院を建立して、其の省の文行兼優の士を擇びて其の中に讀書せしめ、之をして朝夕講誦、整躬勵行せしめて、成就する所有らしめ、遠近の士子をして觀感奮發せしむれば、亦た致賢育才の一道なり。

と見ゆ。右文を事々しく説明する要もあるまいが、たゞ一、二注目すべき個所がある。それは、雍正帝に言わしめると従來建てられた書院は文教の上では無益に近く、實際上何等役に立たず、存在の意義がないとする點である。というわけは、書院設立は大抵地方官僚の「虚名を浮慕する」と言う不純な動機から來ている。故に朕は勅して全省に通行

せしめなかつた。ところが近頃、各省の大吏の「沽名邀譽」の弊風杜絶え、應擧の讀書人も亦た「浮囂奔競」する惡習が無くなつた。そこで各省に書院を建立しよう命じたと言つているところに注意したい。沽名邀譽、奔競の風は雍正帝の最も排撃した科甲の陋習であつた。それが十一年の頃屏去したと言ふことは、實に注目すべき現象である。從來、書院や義學が實際そのような不純な動機、即ち「沽名釣譽」のために屢々建立されようとして雍正帝に叱責されている事實があるのである。例えば湖北巡撫法敏（雍正三年九月六日）の奏摺に、

湖北の人文向來盛なりと稱す。近ごろ皇上の教養の恩に沐し、士子益々奮勵するを知り誦習頗る勤むれど、或は指授無く、未だ師傅を得るなきを苦めり。臣査するに、武昌省城に舊と江漢書院一所有り。今擬すらくは、品行學問、人の師と爲るに堪うる者を延請し、之をして教授せしめ、各屬の士子をしてその中に肄業せしめ、膏火を量資して、以て我が皇上の振興樂育の至意に仰副せんとす。臣、現在舉行し、就緒すること有るを俟ちて別に奏聞を行わん。

と言つたに對して、雍正帝は次の如き手殿しい硃批を與え、  
沽名邀譽を戒めて曰く、

到任未だ久しからざるに、遽かに此の擧を爲す。沽名釣  
譽に近からざらん耶云☆

と。また、浙江巡撫黃叔琳の奏摺日付なし殿版第三に對する  
函黃叔琳九枚裏に對する  
帝の硃批にも

火耗贏餘を將て義學を立て、書院を建つるは、以うに斯  
文を重んずるの虚名を沽んとするものなり。

と見えているが如きである。

このように、在來の書院は地方官僚の沽名邀譽のための  
手段方便に過ぎなかつたと雍正帝は睨んでいたのである。

ところが十一年上諭では、そう云う悪い傾向が屏去したと  
言つてゐる。あるいは十年に亘る雍正帝の事宜を得た治政  
がこの慶賀すべき現象を生んだと考えられぬこともない。

さり乍ら牢固として抜き難き多年の陋習がしかく簡単に雲  
散霧消したとは考えられぬ。とすれば上諭の文句も多少割  
引して考えるのが無難と言ふことになる。そこで、また別  
な方面から書院設立の原因動機が究明されることが要請さ  
れる。すると、その場合、われわれは清代の直省郷黨の學

たる府州縣學が幾多の缺陷、幾多の弊害を到るところで暴  
露してゐた事實に想到するのである。郷學の狀については、  
例えば、

其餘こゝでは國子の  
監以外の意の郷學は但だ孔子廟有るのみにして  
學宮には非ず。其の教職は當に奉祠の官と作すべきのみ  
にして、學師には非ざるなり。<sup>68</sup>

と、又た教官について曰く、

教官多く中材に屬し、或は年齒衰邁、位を貪り祿を竊み、  
士子と朋儔を爲し、考課を視て故套と爲す。<sup>69</sup>

又た曰く、

近ごろ見るに、直隸各省の教職の官内に、文義を諳んぜ  
ざる者甚だ多し。此くの如くんば何を以て士を訓えんや。<sup>68</sup>

又た學政について曰く、

近ごろ聞くならく、直隸各省の學差、陋規を沿襲し、職  
業を墮廢し、私を營み弊を作し、考試は公ならず。<sup>69</sup>

又た曰く、

學臣又た但だ衡文を以て任と爲す。教官の因循怠惰、苟  
且塞責は、漫として察を加えず。<sup>69</sup>

又た生員について曰く、

今日の士（生員）（略中）或は官署に出入し、詞訟を包攬し、或は郷曲を武斷して平民を欺壓し、或は錢糧を抗違して國法を藐視す40云々

右のような亂脈を極めた地方府州縣學は言う迄もなく、教育機關として既に全く有名無實に歸していたのである。40

之を要するに、雍正帝は地方儒學のこのような現状に鑑み、新たに書院を國家の經營に移し、これをもつて教學の實をあげ、同時に地方教育の權を中央に納めんとしたのではなかつたか。因みに十一年上諭大清會典事例卷三九五 禮部學校、各省書院には十七省書院名を次の如く列記している。馭足ながら附記すれば次の如くである。

直隸省 蓮池。江蘇省 鐘山・紫陽。浙江省 敷文。江西省 豫章。湖南省 嶽麓・城南。湖北省 江漢。福建省 鷺峯。山東省 濼源。山西省 晉陽。河南省 大梁。陝西省 關中。甘肅省 蘭山。廣東省 端溪・粵秀。廣西省 秀峯・宣城。四川省 錦江。雲南省 五華。貴州省 貴山。

（以上のうち一省二院のところは二千兩の内帑金を下附したること上諭に見ゆ）

#### 四 直省教職の豫備驗看實施

——田文鏡の提案——

第三は教職（訓導）を貢生より銓選するに、豫め地方にて驗看を行わしめたことである。

凡そ國初では、第二節に述べた如く、直省府州縣の歲貢生を來京せしめ廷試して教職を補授する定めであつたが、康熙二十三年に至り禮部の題請により、歲貢生の來京廷試を免じ學臣に命じて挨次考准せしめ、吏部に咨せしめて訓導を補授することに改めた。大清會典事例卷三八五 禮部學校 歲貢事宜 吏部で補授する時は學政の報告に基くわけで、實際その人を觀ずに行われる。そこで發令迄に年數を要すると、その間に本人が病故したりしていても吏部では判らないから、空に赴任の辭令を出すこともある。そこでかゝる手違いを防止するため、豫め直省の督撫學臣をして、貢生の年貌などにつき詳細な驗看を行わしめ、その臺帳を制作させて、吏部に於ける補選の際の參考資料に供することを河南巡撫の田文鏡が提案した。即ち硃批諭旨河南巡撫田文鏡雍正三年七月二十八日の奏摺によれば

臣請うらくは、嗣後雍正元年十二月初七日定むる所の、直隸各省の督撫をして毎に郷試の事竣るに於て主考を會同して舉人を驗看するの例に照らして、學臣歲科兩考完竣の日を俟ちて、該督撫學臣を會同し、通省の廩生の揆出せる貢生を將つて傳集せしめ、秉公驗看し、凡そ年力精壯にして並びに事故無き者は、次第を按定して補廩揆貢の年分を將つて清冊を彙造し部に送りて銓選せん。其の老病の者は亦た別に一冊を造りて部に送らしめ、以て査核に便にせん。此くの如くんば、則ち選ぶ所の員、皆な任に勝う可く、憑を繼めしめて另選し、以て懸缺久しく待つを致すを庸うる可く無からん。且つ老病を刪除して選ばざれば、則ち近年の新貢亦た早に徐授に膺ることを得べく、久遠の候缺を待ち、以て年老殘廢するを致さざらん。

とある。督撫學臣をして豫め地方で廩生を召集して驗看せしめ、年力強壯なる者は該廩生の補廩と揆貢の年度とを書込んだ帳面を制作せしめる。老病の者は別に帳面を作つておく。そしてそれを吏部に送り、吏部に於ける銓選の際、年老者や病氣事故者を刪除しようと言ふにある。田文鏡が

このように豫備検査をすることを提案したのは彼の任地河南省で次のような切實な問題が起つていたからである。

臣、事巡河南無に任じて以來、部選を准けし豫省の教職は共べて一百二十三員にして、内、病故せる者二十四員、老病の者二十五員、廻避する者一員、名字訛錯して査するも其の人無き者一員、未だ遽かに送考せざる者十員、會試中式の者一員を除き、考准して憑を給し赴任せる者止だ六十一員のみ。現在、教諭、訓導の懸缺して人無き者は共べて六十二缺なり。撥缺の由來は蓋し吏部冊を按じて銓選するに縁り、並びに其の人の存亡老病を知らず、憑發せられて省に到り、地方官に轉行し、赴任を査催するに及んで、則ち其の人或は病故すること已に久しく、或は衰憊して堪えず、紛々として詳覆し、始めて原發の文憑を將つて部に繼めしめて另選す云々

と見ゆる如く吏部の銓選が機械的で、老病、強壯の別なく任命されるので、その爲に右の如き種々の手違が起るのである。そこで田文鏡が之を防ぐために、驗看の豫行を案出したに外ならぬ。

さて、このような田文鏡の驗看豫行の奏請は實施に移さ



れたのであるが、これに對して反對を唱えたのが直隸總督李紱であつた。即ち雍正四年十一月二十一日「歲貢の驗看を請免し以て貧生を恤む」の奏摺を奉つて言うには、

但だ臣直隸に至りてより驗する所は、窮老の挨貢咸な饑寒して跋涉苦累堪えずと稱す。懇求して驗を免ぜられんことを奏請す。臣思うに(略中)如し果して驗看即ち政教に

益有りて、驗看せざれば即ち政教に害有らば、貧生苦累すと雖も、法に於て亦た免を請うこと難からん。但だ查するに廩生必ず二、三十年にして後、出貢し、年已に衰に就かざるは無し。出貢の後、又た三十餘年にして後、官に選ばる。亦た未だ必ずしも俱に選を得ること能わず。現在驗看するの人員、今日其の未だ老いざるを驗すれど、選を得るに至れば已に老いたり。將に衰えんとするの人を以て、十年二十年後を懸揣す。豈に其の職に供す可きや否やを斷すること能わん。

と。即ち李紱の反對理由は地方で豫備的驗看を行つても、中央吏部で教官として實際發令されるのは、二三十年も後のことである。従つて今は年壯であつても二三十年も先きになれば老込んで了うこともある。だから驗看はあまり役

に立たぬ。しかもこの驗看のために窮老寒生は數百里も遠方から集らねばならない。その勞苦は大へんで、同情を禁じ得ない。故にこのような有害無益の豫備的驗看は停止してほしいと言う。

ところで、この李紱の言い分を雍正帝は眞向から反駁して

國家の用人の大典はすべて考驗に據る。(略中) 驗したるの

後、挨次録用す可く、何ぞ概して十年二十年の後を懸揣すと云わん。強詞奪理、悖謬極まれり。(略中) 先きに豫め

其の年貌を驗し、期に臨みて再た其の學業を考試するは何れの所か不可ならん。

と叱りつけ、更に

復た改議を行は、爾、徒らに虚譽を邀えんとするに過さず。

ときめつけている。右文中に帝が國家の人材任用はすべて考驗をもつて決定するのだと言つている點が、注目されるが、結局李紱の請言が容れられなかつたその重要な理由は帝の最も嫌つた虚譽を拍さんとする李紱の底意を見抜いたにあつた。それと共に、豫備驗看施行の提案者が帝のもつと

も信頼せる田文鏡であつたことも見逃がし難い。教官驗看とは別に廣東巡撫楊永斌がかつて教官の考課を嚴重にせんことを奏請したとき、帝は珍しく「この奏殊に是當の至りに屬す」とほめて、吏部に詳議させ、直省に通頒せしめたことあり。(殊批諭旨雍正十二年五月二十六日同人の奏摺)教官の鞭撻にも關心深かつたことを知るのである。

## 五 改教と教職養廉銀に對する態度

——田文鏡の意見——

最後に雍正帝の教學政策をより明確ならしめる上に大切なことは、彼が改教と教職養廉銀に對してとつた態度を觀なければならぬことである。

清代教職に就く途は凡そ五種類數えることが出来る。即ち科擧、貢生、保舉、<sup>43</sup>捐納<sup>44</sup>そして最後が改教即ち改補教職、<sup>45</sup>改授教職、<sup>46</sup>改就教職とも云う。で、吏治の才なき無能知縣を教職に改補する途である。

さて清代では一般に知縣は本來科擧出身が多かつたこと「凡そ知縣に選用さるゝ者、類ね舉人進士出身の人多し」と雍正十三年上諭に見ゆる通りである。その舉人進士出身の知縣が「才具平庸にして牧民の任に難し」<sup>47</sup>の場合、「進士出身の書生にして謹愿なれども、吏治の才無く、若し之を溺

職に列すれば殊に憫む可きに屬す」と言う同情的立場から、「任内劣蹟無しと雖も、若し其の因循怠惰を聽さば、恐らく地方を貽誤するを致さん」<sup>48</sup>と云う理由で、教職に改補してう。勿論、これは不名譽な格下げであることは「改補教職はすでに降等に屬す」<sup>49</sup>と言われたことで明白である。また改教を題請するのは多く巡撫によつたようである。<sup>50</sup>

さて改教に對する帝の態度は頗る消極的であつた、と言うより甚だ喜ばなかつた。何故喜ばなかつたか。第二節に引用した(前掲七十五頁の)上諭の文句を反芻して見よう。その上諭の意味を述べると、「知縣は大體に於て進士舉人出身である。しかしその進士舉人に愚にもつかぬ劣員が多い。そこで吏治の才無ければ本來溺職の燒印を捺して罷めさすべき所を、それでは可哀想だと云うので、改教で救い上げるのだ。しかし本來改教沙汰になるような官員は餘程の劣等人物である。そんな劣等人物に教職を任かさなければならぬ程、國家に人材がないわけでない。また、そんな庸劣な科甲出身の人物ばかりで仕途を壅塞さすべきでない」と言うにある。つまり帝は國家の人材登用という高く廣い觀點に立つて物を考えている。その立場から科甲出身

の無能知縣を改教することは面白くないとするにあつた。面白くないのみか、知縣として無能な人物なら、たとえ教職につかしても矢張り駄目であると雍正帝ははつきり言っている。即ち署理山東巡撫印務侍郎塞楞額がかつて奏摺を奉つて、各州縣内の年老無能、才力及ばざる者を改教さすべきか、それとも休致さすべきかを尋ねたことがあつた。その時の帝の返事は次の如くであつた。

大吏爲る者は清慎にして明察を兼ねるに非ざれば鑑衡の當を得ること能わす。奏する所の年老にして及ばざるの各員に至りては、若し果して衰邁にして堪えざれば、即ち教職たりとも亦た誤事に屬す。伊等已に縣令に任するも亦た其の讀書一番に負かずと謂う可し。竟に休致せしむるに如かず。<sup>51</sup>

右の意味は改教しなければならぬ様な知縣はどうせ駄目な人間だ。今迄讀書の甲斐があつてそこ迄行けたのだから、もう休致させてもよいと云うのである。

帝が改教を喜ばない理由がいま一つ別にあつた。それは知縣から教職に格下げして、左遷されると大抵悲觀して志氣が上らず、従つてその成績も悪かつたからである。即ち

皇朝通考卷七〇學校考八<sup>直省鄉黨</sup>之學二の雍正五年上諭に

凡そ縣令の教職に改授されし者、其の民牧の任に勝えざるに因り、例として當に罷黜すべし。朕念うに、其れ讀書攻苦し、一官を選授され、遽かに廢棄せしむるに忍びず。是を以て師儒の席に居らしめ以て其の學ぶ所を展べしむ。此れ朕が格外の恩なり。況や教官は士子を化導するの責有り。理民の任に較べて、關係尤も重し。應に當に殫心竭力、以て職守を盡すべし。儻し改授の故に因つて、志氣墮頽し奉職怠忽すれば、各省の巡撫學臣に著して、查參議處せしめん。

とある。改教された知縣は、右の様に教職についても「志氣墮頽、奉職怠忽」の状態に陥入り勝ちである。だから巡撫學臣に命じて議處せしめようと言うのである。

次に教職養廉銀に對する雍正帝の態度について述べよう。言う迄もなく養廉銀は雍正帝の創めた新制度であつて、原則として地方正官と一部佐雜に對して支給された一種の手當である。手當と言つても單に生活費的なものでなく、公的な諸經費をも之によつて賄つていたといわれる。<sup>52</sup>

さてこの養廉銀は、地方教職には從來支給されなかつたのであるが、教職にも支給されたいと帝に奏請したのは福建巡撫劉世明であつた。

ところが劉世明の奏請に對して雍正帝はその必要なしとの議を却けて、終に教職の養廉銀は實現しなかつた。硃批諭旨雍正八年二月初三日の劉世明の奏摺の後に見える硃批によると、

況や教職の養廉、直省從つて未だ言及する者有らず。劉世明獨り能く念及す。此の似き滿懷の沽名負恩の心、宜なるかな、昏憤茫として知解する無きを。況や此の養廉は乃ち向日の地方官の用うる所の物なり。朕何ぞ教職の虚譽を邀え、勅令して分給すべけんや。

と言う。即ち元來、養廉は往年地方官が耗羨より捻り出して、自分で自分に支給した物であつて、教職に支給すべきでない。まして教職の虚譽を邀えるような馬鹿な眞似を朕はしないぞ、と劉世明を戒めている。

右の硃批を拜承した劉世明は奏摺を奉つて八年二月十六日 次の如く専ら自分の無知昏憤をわびて之を撤回した。

養廉もて教職に妄及せんとするの議覆に至りては、實に

臣の愚昧に係る。いま皇上の訓旨を仰蒙し、臣、始めて恍然として醒悟せり。蓋し、教職は俱に本省の人員に屬し、家を去ること遠からず、外省に隔越し家を離れて遠渉するの微員と、迥かに同じからず。(中略)今直省概ね養廉を議及せず。臣、獨り妄議して此に及ぶ。直に醉夢中の語の如し。臣昏憤無知にして慚悚何ぞ極らん。所有る養廉の奏摺、臣已に教職の一條を删除せん。

ところで、雍正帝は州縣の正官以外に佐雜官(典史州同の類)には養廉銀を若干支給することを認めている。もつとも最初は認めなかつた。ところが佐雜は地方人民と直接接觸すると云う理由で、督撫より佐雜官にも議及したいとの申出があつたとき、最初は頗る難色を示したが、結局、到底俸給だけでは生活出来ないことが判り、僅かではあるが支給することにした。<sup>53</sup> 例えば劉世明の七年十一月十七日の奏摺によれば福建省で佐雜官に毎員毎年二十兩を分給している。さて雍正帝が佐雜官には支給した養廉銀を何故教職には支給しなかつたかと言う疑問に對して、河南總督田文鏡が雍正六年二月二日に奉つた奏摺及びそれに對する帝の硃批が明快に答えて呉れる。曰く、

臣伏して査するに、司府の首領、各學の教職並びに巡檢、驛丞、稅大使、司獄等の雜職は並びに親民の官に非ず。

(中略) 惟だ是れ直隸州の州同、州判、又た直隸州の吏目并

びに府屬の州同、州判、吏目、各縣の縣丞、典史は俱に盤查を承督し、親民の責有り。請うらくは將に直隸州の

州同、州判は毎員銀一百二十兩を量給し、其の餘の各官は毎員銀八十兩を量給せん云々

と田文鏡が奏請せるに對し、帝曰く

今、議する所を觀るに、甚だ公當に屬す。此に照らして

施措すれば洵に允協に屬す云々

と答えてゐる。これによつて按するに、恐らく、教職は親民官でない、即ち刑名錢穀の責がない、故に議及する要はないと言ふ股肱の臣田文鏡の意見に同調したと考えられる。それに加えて、劉世明の奏請には沽名という不純な動機があることを看破して、之を許さなかつたと見て差支ない。

この外に原因として、また帝が頗る信任したもう一人の地方官鄂爾泰も教職の養廉銀には反對であつて、その根據は「伊等(教職)は俱に本省に在り。又た地方應辦の事なし」雍正九年正月二十八日奏摺と言ふにあつた。かゝる考え方が雍正帝に

も何等かの影響を與えたであらうことが推測されるのである。

## 六 結 語

以上、雍正帝の地方教學につき、獨自な政策と目すべきものを採り上げて不充分ながら概觀した。その中特に清初の教官の在り方と、これが處置に對し雍正帝が示した態度方針について考究を加えた。地方教育の問題としてこの外、學政の名稱統一などのことが實施69されてゐるが、それ自體、文教政策として大きな意義を有たないので省略した。

文教の面において雍正帝獨自の方針乃至政策として實施されたものは、それによつて科甲の陋風を革除して、以て文教面の根本的な刷新、地方教學の立直しを目論んだと見られるのであるが、そのために自らも市恩的な政策方針は絶對的にとらなかつた。かゝる基本線を持し、一貫した態度で臨んでゐるが、しかしこれが實行に當つては、必ずしも獨裁的な一方的な強行策は之を避けてゐる點は、巧妙とさえ言えるものがある。恐らく科甲ぎらいの雍正帝の教學政策としては、もつと抜本的な方針、科甲の嚴正な批判

者らしい強行的な政策がとられてもよいのである。例えばかつて陋規の嚴禁や虧空の清查を田文鏡をして徹底的に斷行させ、その結果、田文鏡の排斥運動をさえ捲き起こした如く、科甲全體から猛烈な反撥をくらう程のことがあつてもよさそうに思う。實はそのようなことがあるだろうと、はじめ豫想してかゝつたのであるが、その見込は見事にはずれた。むしろそのような正面からの衝突を迴避して、頗る實際的な、現實的な方針がとられている。大上段から眞向に大鉦を振りおろさないで、反對に巾のある政策が實施されている。

たとえば科甲の輩を頭から叱り飛ばしているかと思うと、その半面、また學官教職は必ずしも科甲出身に限らないとし、會試下第の舉人にも全面的に教職の地位を解放した上で、驗看考課を嚴にすると言うが如きである。

しかし、巾のある政策がとられていたからと言つて、肝甚のところは妥協しない。科甲の陋習革除の素志までも崩すと言うのでは勿論ない。また、帝は何處までも強く筋を通して守り抜く。例えば教職の養廉銀に於ける如くである。

別の觀點に立てば、帝は科甲排撃に終始しないで、より

根本的な文教面での立ち直り、乃至は刷新を企圖していたとも言える。例えば書院の官立化はその現れではなかつたか。かくの如く、大切な教學の問題をどうすれば少しでもよくすることが出来るかと言ふことを根本に溯つて考へていたと云うことが言えるのである。人材登用などの根本の問題こそ帝がもつとも力を注いだのではなかつたかと思ふ。要するに、雍正帝の地方教學政策は頗る慎重であつて多方面に周到な用意がめぐらされていたが、獨裁君主の典型と言われた雍正帝であり乍ら、正面から思い切つた文教改革政策を實施して、その爲めに大きな波亂を起こすが如きことがなかつた。

右のような事情は一つには雍正帝が案に相違して實は現實主義的な人であつたことに基いている。例えば、彼には一つの政治上のモットーがあつて中庸をもつて政治運用のコツと心得ていたからである。そのモットーとは

百凡但だ能く中の字を以て準と爲せ。<sup>55</sup>

であり、又曰く、

但だ諸凡の事、務めて亦た必ずしも苛刻に過ぎざれ。<sup>56</sup>

であつた。この平々凡々たる言葉のうちに、徹底した實際

主義者としての雍正帝の半面を發見することが出来るではないか。

〔註〕

- (1) 硃批諭旨、山東巡撫塞楞額、雍正五年三月十九日奏摺の硃批
- (2) 右書、蘇州巡撫陳時夏、雍正五年七月二十四日奏摺の硃批
- (3) 右書、雲貴總督鄂爾泰、雍正五年九月十六日奏摺の硃批
- (4) 右書、蘇州巡撫陳時夏、雍正六年四月四日奏摺の硃批
- (5) 拙稿「雍正二年の罷考事件と田文鏡」東洋史研究十五ノ四
- (6) 拙稿「宋代に於ける教官試法の成立と其の意義」京都學藝大學學報A—10
- (7) 清史稿選舉志一
- (8) 宮崎市定博士「科擧」五四頁
- (9) (6)に同じ
- (10) 硃批諭旨、蘇州巡撫陳時夏、雍正五年一月二十八日奏摺の硃批
- (11) 右書、同人の雍正五年十二月二十四日奏摺の硃批
- (12) 右書、署理湖廣總督印務都察院左都御史福敏、雍正四年十二月十日奏摺の硃批
- (13) (6)に同じ
- (14) 東華錄雍正卷九雍正四年九月丁巳
- (15) 學政全書卷三〇考覈教官乾隆三年議准
- (16) 硃批諭旨、廣東巡撫楊永斌、雍正十二年五月二十六日奏摺
- (17) 右書、河南巡撫田文鏡、雍正三年七月二十八日奏摺
- (18) 右書、山東巡撫陳世倌、雍正三年五月二十日奏摺
- (19) 皇朝通考卷六二選舉考一六考課、乾隆三十三年上諭

(20) 右書、卷六一、選舉考一五考課、乾隆七年上諭

(21) 硃批諭旨、雲貴總督高其倬、雍正三年九月初四日奏摺

(22) 大清高宗純皇帝實錄卷六、雍正十三年十一月丙申朔(すてに雍正帝は雍正十三年八月に死し、十一月には乾隆帝位に在り)命

じて教官の品級を定めしむ。諭して曰く、各省の教職乃ち師儒の官にして、訓迪約束し、多士の表率と爲る所以なり。若し品秩を賞給せざれば、雜職と異る無し。(中略)其の如何に品級を加給して以て責成を鼓舞するの意を示すべきかは吏部に著して議奏せしむ。

同書卷八、雍正十三年十二月丁卯、吏部旨に遵い、議して教官の品級を加う。教授は向きに従九品に係る。今應に加えて正七品と爲さん。學正、教諭は向きに未入流に係る。今應に加えて正八品と爲さん。訓導は向きに未入流に係る。今應に加えて從八品と爲さん。其の陞轉は應に舊例に仍照すべしと。之に従う。また清稗類鈔爵秩類卷二七「高宗學官に品級を加崇す」に、「康熙以前、各省府教授は從九品に係り、學正、教諭、訓導は均しく未入流に係る。高宗登極するに及び、一日學校の官、多士を訓迪する所以を念及す。流外に厠居するは、則ち雜職と殊る無し。吏部に諭して賞給すべき品級を議奏せしむ。遂議して教授は加えて正七品と爲し、學正、教諭は加えて正八品と爲し、訓導は加えて從八品となす。升轉は舊例に仍依す。」とあり。

大清會典事例卷三六九禮部學校、教職考覈、皇朝通考卷七一學校考九直省鄉黨之學三にも簡約せる記事あり。

(23) (14)に同じ

(24) (17)に同じ

(29) 同し

(28) 國初の制としては現任教職の考課は三年に一回學政按臨の日に  
行うのを原則とした。(皇朝通考卷六九學校考七、直省鄉黨之學  
一、順治九年の條)ところが雍正以後、六年毎に行うことが行  
われ出したよう、學政全書卷三〇考覈教官雍正四年の議准、  
皇朝通考卷七〇學校考八直省鄉黨之學二、雍正四年の條に「各  
學の教官、果して能く盡心訓導し、(開、傳、六、年、の、後、(内)、所、屬、の  
士子並びに過犯無くんば、督撫學臣をして據實保題せしめて陞  
用せん(其れ現任の員、雍正五年を以て始と爲し、六年を扣滿  
して、成效を著有せば其れをして一体に保題するを准さん)」と  
あり。また第二節にも引用した皇朝通考卷七〇學校考八直省鄉  
黨之學二、雍正五年下第の舉人をもつて教官に挑選せんとした  
とき、「六年の内、如し果して成效を著有せば、督撫をして題薦  
せしめ、朕、格外に加恩せん、如し職守に負く有らば、督撫を經  
て題參せしめ、朕姑容せざらん」と見え、同書卷七一乾隆十八  
年の上諭にも「直省の教官を甄別するの例を申定す。定例とし  
て、各省の教職、六年、俸滿すれば、該督撫學政公、同甄別し、薦舉  
を膺うるに堪うる者は保題して部に送りて引見せしめ、其の年  
力衰邁の者は部に吞して休致せしめん」と見え、學政全書卷三  
〇考覈教官乾隆十四年の議准にも「嗣後、教職六年俸滿すれば  
該督撫學政をして殿に甄別を加えしむ」とあり、また皇朝通考  
卷六一選舉考一五考課、乾隆二十九年の上諭によれば、六年一  
次甄別を行う法として成績良好の教官は「勤職」と評語を加  
え、次善者には「循分供職」と記し昇黜去留したことを述ぶ。  
また、雲貴、川廣、福建、湖南、甘肅などの遠省では二十二年

以後八年一次甄別すること定めらる。同書卷七一乾隆十八年條  
(27) 皇朝通考卷六九、學校考七、直省鄉黨之學一、康熙十二年上諭  
(28) 宮崎市定博士「科擧」八二頁

(29) 東華錄雍正卷九、雍正四年九月丁巳の上諭に「教官多く中材に  
屬し年齒衰邁なり」また皇朝通考卷七一、學校考九直省鄉黨之  
學三、乾隆六年の條「近來教職多く衰老庸劣なり」また大清會  
典事例卷三八四、禮部學校拔貢事宜、乾隆十六年上諭に「今教  
職率ね多く昏耄龍鐘にして濫竿懸棧なり」

(30) 大清會典事例卷三六九、禮部學校教職考覈、學政全書卷三〇考  
覈教官、雍正元年上諭も亦た略同し

(31) 硃批諭旨、福建巡撫劉世明、雍正八年二月十六日奏摺

(32) 右書、雲貴總督鄂爾泰、雍正九年正月二十八日奏摺

(33) 東華錄雍正卷九、雍正四年九月丁巳の上諭

(34) 盛朗西氏編「中國書院制度」第五章清之書院一三一頁

(35) 大清會典事例卷三九五、禮部學校、各省書院、乾隆元年上諭

(36) 續碑傳集卷七九、陳澧「象州」鄭獻甫傳

(37) 東華錄雍正卷九、雍正四年九月丁巳

(38) 皇朝通考卷五九、選舉考一三考課、康熙四十三年諭旨

(39) 右書卷六九、學校考七直省鄉黨之學一、康熙十二年上諭

(40) (37) 同し

(41) 大清會典事例卷三八三、禮部學校、諸生考課、雍正四年上諭

(42) 宮崎市定博士「科擧」三八頁

(43) 皇朝通考卷六二、選舉考一六考課、乾隆四十二年上諭により教  
職を保舉するは司道府州縣等よりの轉詳によつたことを知る

(44) 硃批諭旨、河南巡撫田文鏡、雍正三年七月二十八日奏摺、學政



全書卷三〇考覈教官、雍正二年の議准により、捐納の行われたことを知る。

(45) 皇朝通志卷七三、選舉略二、雍正十三年四月上諭

(46) 硃批諭旨、內閣禮部侍郎署理江西巡撫印務張坦麟、雍正七年正月二十九日奏摺

(47) 右書、加布政使銜署理江蘇巡撫印務陳時夏、雍正四年十二月初四日奏摺

(48) 右書、署理山東巡撫印務侍郎塞楞額、雍正五年二月初十日奏摺

(49) 皇朝通考卷六一、選舉一五考課、乾隆十九年上諭

(50) 硃批諭旨、內閣禮部侍郎署理江西巡撫印務張坦麟、雍正七年正月二十九日奏摺及び(49)によると改教を申請する者は巡撫であることを歸納的に知る。

(51) (48)に同じ

(52) 岩見宏氏「雍正時代の公費に関する一考察」東洋史研究一五ノ四(頁四五八、頁四六二)

(53) 硃批諭旨、河南總督田文鏡雍正六年二月三日奏摺

(54) 「雍正四年定めて、各省の學道を一体に改めて學院と爲す」とあり、(大清會典事例卷三六六、禮部學校、學校設官) また皇朝通志卷六九、職官略「學政」提督學政の下の割註にも「國初各省督學道を設け(中略)雍正四年制を定めて各省學道は皆な改めて學院と爲す」とあり。

(55) 硃批諭旨、浙閩總督高其倬、雍正四年七月十八日奏摺の硃批

(56) 右書、署理貴州巡撫事務雲南巡撫沈廷正雍正六年八月二十六日奏摺の硃批

### 雍正二年の縉紳・中樞全書(その二)

さて縉紳全書の方は京官、外官を含み上下二冊より成つて居り、上冊は京官六二丁、外官六七丁を含み、下冊は山東省に始まる外官一八七丁を含む。その目録に

直省官制 滿漢加級 陞選年月 外任籤注  
儒林同列 入學額數 各縣銀糧 六省漕米  
塩課蘆課 關稅驛站 土產悉登 程途亦錄  
里役多寡 地方繁簡 備載無遺

とあり、終の方が千字文もどきになつてゐるのも俗書らしくて面白い。この目録の次に

京都正陽門外西河沿九間樓對門坐北朝南文陞閣刊  
刻新板縉紳全書及中樞全書輔政全書鏤刻精工考覈  
詳明與衆不同凡

滿漢大人先生陞選後祈將名號籍貫下頒

以便添刻賜顧者詳認招牌便是

とあり、人事の異動につき、たえず更改を行つたのであるが、但し板木全體を造りかえるのは大へんであるから部分的に埋木象嵌をして間に合わせるのである。

(つづく)

soldiers in copper coins. Since copper production was rather small in China, they used to import it from Japan. Already in the closing days of Ming 明, Chinese traders began to import copper in exchange for silk, sugar, medicines, etc., through the port of Nagasaki. With the development of trade with China the production of copper in Japan made a rapid progress, but as the result of exhaustion of rich mines copper production declined, and restriction was imposed on the export of copper. In 1715 the number of Chinese boats coming to Nagasaki was limited by the Tokugawa Shogunate. Such a situation led to serious disputes among the Chinese traders, and the slanderous charges made by the unchartered traders against the chartered merchants resulted even in a big political trouble, which was partly due to the fear of the Ch'ing Government to the Japanese pirates who had ravaged the coastal provinces of China during the Ming period. On the other hand, the Tokugawa Shogunate imposed restrictions not only on the export of copper but on that of gold and silver, which began to give adverse effect on Japanese economy, while the policy of the Shogunate brought a rise in the price of copper.

### **Emperor Yung-chêng's Educational Reform**

*Toshikazu Araki*

The Ch'ing dynasty appointed, as a rule, public school instructors from among those who passed civil service examinations. But Emperor Yung-chêng broke the rule, and appointed instructors from among those who failed in examinations. In and after the Sung 宋 period there came into existence those private colleges known as *shu-yüan* 書院, which were set up by the local literati and great learned men. Emperor Yung-chêng helped to establish a private college in each province by subsidizing from the Imperial purse, and eventually it was made a Government institution. He also set up a system of local examinations for appointing public school instructors instead of the old practice of appointment without examination by the Ministry of Personnel.